



知らない間に
消防法違反に！？

建物関係者の皆様へ

建物を増改築するときや、下記の施設などが入居するときは
事前に消防署へ相談を！

● 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途が新たに入居する場合 ●



● 増築や改築、隣接する建物との接続を行う場合 ●



● 窓や扉などの開口部の閉鎖工事を行う場合 ●

一般住宅を宿泊施設に変更したり、共同住宅の一室を福祉施設として使用する場合や、新たに階や庇(ひさし)を作ったり、建物同士を接続することで建物の面積が増えた場合、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの設置が新たに必要となることがあります。

お問合せ先
志太消防本部 予防課 Tel.054-623-0119